

アジアの植物品種保護制度の国際調和に向けて ～東アジア植物品種保護制度の取組～

農林水産省 生産局知的財産課国際企画班

皿谷俊祐

1. はじめに

植物の新品種は、一般的に、その開発のために多額の費用と長い時間が必要であるが、いったん品種が開発された後は第三者が容易に増殖できてしまう。そのため、我が国をはじめ世界の多くの国では、新品種の育成者がそれを独占的に利用できる権利を知的財産権として保護し、育種の振興を図っている。しかしアジア諸国では、植物品種保護制度の整備が遅れており、十分な保護が受けられないのが現状である。その一方で、アジア地域内では農林水産物の貿易が増大しており、日本で保護されている品種が海外で無断増殖され、その生産物や加工品が我が国へ輸入されるといった問題が起きている。

このような状況の中、植物新品種を知的財産として適切に保護していくためには、我が国のみならずアジア各国においても、国際的に調和のとれた実効性のある植物品種保護制度を整備していくことが必要である。そこで、アジア各国が植物品種保護制度の整備や国際的な調和の重要性について共通認識を持ち、植物品種保護に関する協力を進めていくため、平成19年11月にタイ・バンコクで開催されたASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)において、日本のイニシアティブの下、各国に対して「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提唱し、すべての参加国からの支持を得た。このことを受け、平成20年7月23日にフォーラム第1回会合を東京で開催することとなった。



フォーラム参加者およびゲスト

2. 東アジア植物品種保護フォーラム

フォーラム第1回会合には、ASEAN+3各国(日本、中国、韓国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)政府の植物品種保護担当局長など44名が参加した。またゲストとして、豪州、オランダ、EUの植物品種保護当局の代表者、米国の植物特許担当者と、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、ASEAN事務局の各代表者も出席した。

今回の会合では、今後のフォーラムの活動指針を定めるとともに、東アジア各国の植物品種保護制度を強化し、その国際的協調を図るための意見交換が行われ、以下の協力活動の実施が提案された。

①植物品種保護制度の運営能力向上のための人材養成

- ・フォーラム参加各国から研修員を招いて、日本、中国および韓国が実施する国際研修プログラム
- ・ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィ

リピン、シンガポール、タイ、ベトナム各国が実施する国内研修プログラムおよびセミナー・ワークショップ
・上記各国のプログラムへの日本、中国、韓国の専門家の派遣

②制度の発展・調和に向けた協力活動

審査基準と栽培試験実施方法などの調和およびデータベースの開発・利用、電子出願システムの開発・利用などに関するワークショップ等の開催

③各国間の審査協力に関する協力活動

④DNA品種識別技術の開発

⑤制度に関する情報交換の促進等のためのフォーラム公式ホームページの設置

これらの提案については、各国から積極的に参加したい等の意見が出され、合意が得られた。今後はUPOVおよび同盟国と協調しつつ、日本のリーダーシップによりこれらの活動を着実に実施し、東アジア地域における効果的、効率的な植物品種保護の実現に向けて支援してまいりたい。

3. 今後の取組

3-1. 各国から研修員を招請して実施する研修プログラム

今回のフォーラムに基づく協力活動として、以下の人材養成研修を今年度中に実施予定である。

- ・栽培試験実施計画の作成方法
- ・栽培試験対象植物の管理・栽培方法
- ・審査基準に基づいた各形質の特性の評価方法
- ・特性データの収集・分析方法
- ・写真撮影方法
- ・栽培試験報告書の作成方法
- ・区別性、均一性及び安定性の審査方法

③長期専門技術研修(2009年1月末～2月末)

本研修は、より実践的に栽培試験の実施について学ぶ、On the Job Trainingプログラムであり、フォーラム参加国の中から2名の植物品種保護担当者を招き、独立

行政法人種苗管理センター本所(茨城県つくば市)で実施する。

また、品種保護対策に関する講義では、品種登録後のフォローアップやDNA品種識別技術の利用について学習し、簡単な技術実習を行う。

研修項目は以下の通りである。

- ・種苗管理センターの業務概要説明及びオリエンテーション
- ・品種登録業務及び栽培試験の概要説明
- ・栽培試験業務の実習
- ・試験計画策定
- ・栽培試験実施(作業計画作成、管理作業、調査・特性評価、報告書作成)
- ・対照品種の管理
- ・栽培試験マニュアルの作成

3-2. 専門家の派遣

上記研修に加え、フォーラム参加各国が行う研修、ワークショップ、セミナーへ専門家を派遣し、同盟国の植物品種保護当局と協力して、各国の制度運営能力の強化を支援する。現在までに、5ヶ国から要請があり、専門家派遣を準備中である。また、必要な場合は、欧州植物品種庁(CPVO)等の専門家も招請する。

3-3. 審査基準及び審査・栽培試験方法の調和に関するワークショップ

フォーラム会合において我が国が提案した「審査基準及び審査・栽培試験方法の調和に関するワークショップ」を2008年11月にインドネシアで開催する。このワークショップでは、UPOVの定めるテストガイドラインに準拠した審査基準の作成方法および審査方法について理解を深める。フォーラム参加国からも各国における審査基準および審査・栽培試験の現状についての報告が行われ、各国の審査・栽培試験方法の調和について検討を行う。

このワークショップについては、今後とも継続的に実施していく予定である。こうした活動により、将来的には審査報告書の交換や、種類別の集中審査方式の採用による審査の効率化・迅速化が可能となり、育成者の負担削減に繋がるものと考えられ、我が国としては積極的に取組んでいくこととしている。

4. おわりに

東アジア諸国における品種保護制度の導入及び強化を支援する取組みは、我が国の育種家や種苗会社の活躍の場を広げ、新品種開発を一層推進するとともに生産者の保護にもつながる。また、一方で、東アジア諸国にとっても、優良な品種の導入や国内育種の振興につながるものであり、世界の食糧問題や環境問題の改善など様々な恩恵をもたらすものである。

しかし、こうした新品種育成の好循環をアジア地域

レベルで実現するためには、植物品種保護に馴染みの薄い国々に対する意識啓発や専門的な人材の育成を通じて各国の制度強化に協力していくなどの、地道で継続的な努力が必要不可欠である。農林水産省では、本フォーラムの下での活動を通じ、東アジア地域におけるUPOV加盟国の増加、また品種保護制度のない国における制度の立上げなどの実現と、同時に、付加価値の高い日本の植物新品種の保護の強化を図っていく考えであり、そのことが日本農業の国際的な競争力の強化に繋がるものと期待している。



フォーラム本会合の会議風景